

新旧対比表 個人ローン規定書〔証書貸付ローン〕

条番号	現行	変更後
—	(新設)	<u>第 1 1 章 ペアローン利用者向け連生団体信用生命保険に適用される規定</u> <u>第 1 条 (ペアローン利用者向け連生団体信用生命保険 (以下「ペアローン団信」といいます) の特約)</u> <u>1. 団体信用生命保険における「同一の目的により別個の債務を負う 2 人以上の債務者を被保険者とした場合の特則」を適用する場合には、次のとおり取り扱います。</u> <u>① 保険金額は、第 1 章第 1 9 条第 4 項によらず、家族ペア返済方式の利用者である借主の各個人ローン契約 (以下「各個人ローン契約 (ペアローン契約) 」といいます) による債務の金額の合計を基準とし、団体信用生命保険契約に基づき算出されるものとします。</u> <u>② この団体信用生命保険が成立した後に、万一借主のいずれかに保険事故が発生したときは、借主のいずれも各個人ローン契約 (ペアローン契約) による債務全額について銀行から通知催告等の手続を要せず当然に期限の利益を失い、直ちに各個人ローン契約 (ペアローン契約) による債務全額の返済義務が発生するものとします。</u> <u>③ 借主のいずれかに関する保険事故により銀行がその保険金を受領したときは、当該受領分についてのみ各個人ローン契約 (ペアローン契約) による債務の返済にそれぞれ充当し、消滅するものとします。</u>
「用語の解説」	(新設)	<u>4 0. ペアローン団信 (「個人ローン規定書」第 1 1 章第 1 条)</u> <u>ペアローン団信とは、家族ペア返済方式の利用者 (ペアローンの利用者) である借主それぞれを団体信用生命保険の被保険者とし、借主両者の借入金 (債務) の合計額をそれぞれの保険金額として団体信用生命保険に加入する取扱いです。保険期間中に借主のいずれかに保険事故が発生した際には、生命保険会社が両者の債務残高を合計した金額を株式会社みずほ銀行に支払い、その保険金をもって、借主両者の当該借入金 (債務) の返済に充当します。</u>
—	(2020年9月23日現在)	(2024年7月1日現在)